

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成26年 7月29日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区東九条東山王町12		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都市上下水道局 京都市公営企業管理者上下水道局長 水田 雅博 電話075-672-7706					
主たる業種	下水道処理施設維持管理業						
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	京都市役所CO2削減率先実行計画に掲げた目標通り、平成16年度を基準に平成32年度の温室効果ガス排出量を11.6%削減目標に向けて取り組む。						
計画を推進するための体制	京都市公営企業管理者上下水道局長をエネルギー管理統括者、技術監理室長をエネルギー管理企画推進者とし、計画を推進する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	111,114.0 トン	101,298.1 トン	100,173.3 トン	97,235.8 トン	-10.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	107,303.9 トン	101,298.1 トン	100,173.3 トン	97,235.8 トン	-7.2 パーセント	
実績に対する自己評価		節電及び省エネによるエネルギー使用量の削減、汚泥焼却の高温焼却量の増加により、温室効果ガス排出量を削減できたため、目標値である3%以上の削減を達成することができた。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (下水処理量/10000)	3.53	3.32	3.40	3.39	-4.53 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		節電及び省エネによるエネルギー使用量の削減、汚泥焼却の高温焼却量の増加により、温室効果ガス排出量を削減できたため、原単位あたりの排出量を減少させることができた。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		66.0 トン	73.0 トン	110.0 トン	110.0 トン		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	節電対策による省エネ実施、照明設備を省エネ型に更新、運転方案見直し、空調の温度管理、汚泥焼却量の減少及び高温焼却量の増加					
	(24)年度	節電対策による省エネ実施、照明設備を省エネ型に更新、運転方案見直し、空調の温度管理、汚泥焼却の高温焼却量の増加					
	(25)年度	節電対策による省エネ実施、照明設備を省エネ型に更新、運転方案見直し、空調の温度管理、汚泥焼却の高温焼却量の増加					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施した措置	措置の内容	自動車の事業所敷地内駐車を原則禁止としている。例外として事業所が公共交通機関では通勤が困難な場所にある場合、及び管理者が特別な事情があると認める場合に限り許可している。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	「全庁“きょうかん”実践運動」の一環として、エコ通勤を全市的な取組として進めているため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		トン	トン	トン		
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	低炭素社会を実現するために、太陽光発電の設置に向けた取組を実施するだけでなく、地域における環境学習への協力の一環として、水道・下水道に関する説明や質疑を行い、地域の方々への理解を深めていただく取組も行っている。						
特記事項	平成25年3月末で、山ノ内浄水場を廃止し、山ノ内ポンプ場を供用開始した。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。